

令和6年2月22日

## 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年9月11日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 品名等

品	名	・	規	格	・	単	位	・	数	量
完成バイトほか145件 別紙第1内訳書のとおり										

(2) 納 期 令和6年3月29日

(3) 納 地 陸上自衛隊島松駐屯地

#### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

#### 3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

#### 4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年3月4日（月）11時00分

(2) 場 所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

#### 5 落札決定方法

(1) 総品目総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、同額の場合は抽選とする。

## 6 保証金に関する事項

### (1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

### (2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

## 7 入札の無効

### (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

### (2) 入札に関する条件に違反した入札

### (3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

### (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

### (5) 電話、電報及びFAXによる入札

### (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

## 9 その他

### (1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

### (2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

#### (ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

#### (イ) 送付期限

令和6年3月1日（金）17時00分（必着）

(ウ) 送付要領

- a 入札書は、「完成バイトほか145件入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印をする。
- b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達ができる郵便又はメール便にて送付する。

(エ) 到着の確認

郵便入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

(3) 再度入札

ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵便による入札者がいる場合

(ア) 再度入札の実施日時

令和6年3月7日（木）15時00分

(イ) 郵便入札の要領

a 送付期限

令和6年3月6日（水）17時00分（必着）

b その他の要領

初度の入札と同様

(4) 資格審査結果通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。（FAX可）

(5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

(6) 同等品をもって入札をする場合は、令和6年2月28日（水）17時までに「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。

(7) 入札に関する問い合わせ先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課 担当：佐藤

電話 0123-36-8611（内線5342）

8 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 島松駐屯地

(イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(9) 公告掲示期間

令和6年2月22日～令和6年3月4日

## 内 訳 書

No.	品 名	規 格	単位	数量
1	完成バイト	仕様書のとおり	EA	10
2	完成バイト	仕様書のとおり	PC	20
3	電卓	仕様書のとおり	UN	3
4	油筆	仕様書のとおり	BG	5
5	革手袋	仕様書のとおり	EA	40
6	電動ドリル	仕様書のとおり	UN	2
7	ビット	仕様書のとおり	ST	5
8	超硬バーセット	仕様書のとおり	ST	2
9	ダイヤモンドヤスリ	仕様書のとおり	ST	4
10	ダイヤモンドヤスリ	仕様書のとおり	ST	4
11	ダイヤモンドヤスリ	仕様書のとおり	ST	4
12	ダイヤモンドヤスリ	仕様書のとおり	ST	4
13	使い捨てゴム手袋	仕様書のとおり	CA	10
14	使い捨てゴム手袋	仕様書のとおり	CA	10
15	防寒手袋	仕様書のとおり	EA	10
16	コンベックス	仕様書のとおり	EA	10
17	コンベックス	仕様書のとおり	EA	10
18	直尺	仕様書のとおり	PC	10
19	タッピングコンパウンド	仕様書のとおり	PC	5
20	片ロスパナ	仕様書のとおり	EA	3
21	片ロスパナ	仕様書のとおり	EA	3
22	片ロスパナ	仕様書のとおり	EA	3
23	貫通ドライバー	仕様書のとおり	PC	6
24	貫通ドライバー	仕様書のとおり	PC	6
25	パーツクリーナー	仕様書のとおり	PC	20

## 内 訳 書

No.	品 名	規 格	単位	数量
26	耐水ペーパー	仕様書のとおり	SH	100
27	耐水ペーパー	仕様書のとおり	SH	100
28	ハンドタップ	仕様書のとおり	PC	5
29	ハンドタップ	仕様書のとおり	PC	5
30	丸ダイス	仕様書のとおり	PC	5
31	ドレッサー	仕様書のとおり	EA	5
32	ラチェットレンチ	仕様書のとおり	EA	6
33	つなぎ服	仕様書のとおり	EA	3
34	つなぎ服	仕様書のとおり	EA	3
35	ホールソー	仕様書のとおり	EA	5
36	布ウエス	仕様書のとおり	BN	80
37	布ウエス	仕様書のとおり	CA	10
38	紙ウエス	仕様書のとおり	CA	10
39	タイヤゲージ	仕様書のとおり	PC	3
40	収集缶	仕様書のとおり	EA	2
41	掃除機	仕様書のとおり	ST	2
42	バッテリー	仕様書のとおり	EA	2
43	作業靴	仕様書のとおり	EA	1
44	作業靴	仕様書のとおり	EA	1
45	作業靴	仕様書のとおり	EA	1
46	作業靴	仕様書のとおり	EA	1
47	運搬車	仕様書のとおり	UN	4
48	ルーペ	仕様書のとおり	EA	3
49	ほうき	仕様書のとおり	ST	2
50	踏台	仕様書のとおり	UN	1

## 内 訳 書

No.	品 名	規 格	単位	数量
51	踏台	仕様書のとおり	UN	2
52	棚板	仕様書のとおり	SH	4
53	ボール	仕様書のとおり	PC	4
54	ガイド	仕様書のとおり	EA	12
55	ポリ袋	仕様書のとおり	CA	8
56	アイロン台	仕様書のとおり	UN	2
57	クリアファイル	仕様書のとおり	BG	2
58	バッグ	仕様書のとおり	EA	5
59	アルコール検知器	仕様書のとおり	UN	5
60	キーボードカバー	仕様書のとおり	SH	3
61	荷札	仕様書のとおり	BG	1
62	PPロープ	仕様書のとおり	SP	1
63	PPロープ	仕様書のとおり	SP	1
64	麻ひも	仕様書のとおり	SP	1
65	メジャー	仕様書のとおり	UN	1
66	ビジネスバッグ	仕様書のとおり	EA	5
67	ラベル	仕様書のとおり	BG	1
68	OHPシート	仕様書のとおり	BG	1
69	ドリル刃	仕様書のとおり	CA	2
70	ドリル刃	仕様書のとおり	CA	2
71	ドリル刃	仕様書のとおり	CA	2
72	ドリル刃	仕様書のとおり	CA	2
73	ドリル刃	仕様書のとおり	CA	2
74	ドリル刃	仕様書のとおり	CA	2
75	ドリル刃	仕様書のとおり	CA	2

## 内 訳 書

No.	品 名	規 格	単位	数量
76	ドリル刃	仕様書のとおり	CA	2
77	ドリル刃	仕様書のとおり	CA	2
78	スライドソー鋸刃	仕様書のとおり	CA	2
79	トリマービット	仕様書のとおり	EA	5
80	木工ボンド	仕様書のとおり	EA	20
81	斧	仕様書のとおり	EA	6
82	カッター	仕様書のとおり	EA	24
83	替刃	仕様書のとおり	CA	12
84	砥石	仕様書のとおり	EA	4
85	砥石	仕様書のとおり	EA	4
86	砥石	仕様書のとおり	EA	3
87	墨汁	仕様書のとおり	EA	10
88	朱液	仕様書のとおり	EA	10
89	丸ノコ刃	仕様書のとおり	SH	2
90	作業靴	仕様書のとおり	ST	1
91	作業靴	仕様書のとおり	ST	1
92	作業靴	仕様書のとおり	ST	2
93	作業靴	仕様書のとおり	ST	4
94	木ネジ	仕様書のとおり	CA	30
95	精密カッター	仕様書のとおり	EA	12
96	精密カッター用替刃	仕様書のとおり	CA	48
97	ヘルメット	仕様書のとおり	EA	1
98	ヘルメット	仕様書のとおり	EA	5
99	クランプ	仕様書のとおり	EA	4
100	ゲージ	仕様書のとおり	SH	4

## 内 訳 書

No.	品 名	規 格	単位	数量
101	鉋台スクレーパー	仕様書のとおり	CA	5
102	マスク	仕様書のとおり	PK	20
103	クッション	仕様書のとおり	EA	2
104	潤滑オイル	仕様書のとおり	EA	30
105	パーツクリーナー	仕様書のとおり	EA	120
106	サポーター	仕様書のとおり	EA	3
107	サポーター	仕様書のとおり	EA	3
108	サポーター	仕様書のとおり	EA	1
109	サポーター	仕様書のとおり	EA	2
110	サポーター	仕様書のとおり	EA	2
111	サポーター	仕様書のとおり	EA	1
112	サポーター	仕様書のとおり	EA	1
113	サポーター	仕様書のとおり	EA	2
114	サポーター	仕様書のとおり	EA	2
115	サポーター	仕様書のとおり	EA	2
116	インソール	仕様書のとおり	EA	2
117	ピンセット	仕様書のとおり	ST	6
118	作業着	仕様書のとおり	SH	2
119	作業着	仕様書のとおり	SH	4
120	作業着	仕様書のとおり	SH	2
121	作業着	仕様書のとおり	SH	2
122	作業着	仕様書のとおり	SH	2
123	作業着	仕様書のとおり	SH	2
124	作業着	仕様書のとおり	SH	2
125	作業着	仕様書のとおり	SH	2



## 内 訳 書

No.	品 名	規 格	単位	数量
126	作業着	仕様書のとおり	SH	2
127	作業着	仕様書のとおり	SH	2
128	作業着	仕様書のとおり	SH	2
129	防寒長靴	仕様書のとおり	EA	1
130	防寒長靴	仕様書のとおり	EA	1
131	防寒長靴	仕様書のとおり	EA	3
132	防寒長靴	仕様書のとおり	EA	1
133	長靴	仕様書のとおり	EA	1
134	長靴	仕様書のとおり	EA	1
135	長靴	仕様書のとおり	EA	1
136	長靴	仕様書のとおり	EA	1
137	長靴	仕様書のとおり	EA	1
138	防寒ベスト	仕様書のとおり	SH	1
139	防寒ベスト	仕様書のとおり	SH	1
140	防寒ベスト	仕様書のとおり	SH	3
141	防寒着	仕様書のとおり	SH	2
142	防寒着	仕様書のとおり	SH	2
143	防寒着	仕様書のとおり	SH	2
144	防寒着	仕様書のとおり	SH	2
145	防寒着	仕様書のとおり	SH	2
146	防寒着	仕様書のとおり	SH	2

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合
 

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が社会更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合
 

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合